

公 告

関税法第69条第1項の規定に基づく「輸出入貨物検査場所の指定」について、令和6年4月1日から下記のとおり変更するので公告する。

記

「長崎県対馬市厳原町東里341番地24所在新厳原港国際ターミナル税関検査場203.78平方メートル及び税関事務室30.26平方メートル」
を

「長崎県対馬市厳原町東里341番地42所在厳原港国際ターミナル税関検査場及び税関事務室」
に変更する。

令和6年4月1日

厳原税関支署長 福本 宏幸